

和気町道路等占用料計算表

占用物件		単位	単価	数量	占用期間	占用料
法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	770円		/12ヶ月	
	第2種電柱		1,200円		/12ヶ月	
	第3種電柱		1,600円		/12ヶ月	
	第1種電話柱		690円		/12ヶ月	
	第2種電話柱		1,100円		/12ヶ月	
	第3種電話柱		1,500円		/12ヶ月	
	その他の柱類		53円		/12ヶ月	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円		/12ヶ月	
	地下電線その他地下に設ける線類		4円		/12ヶ月	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円		/12ヶ月	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円		/12ヶ月	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円		/12ヶ月	
	郵便差出箱		450円		/12ヶ月	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円		/12ヶ月	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円		/12ヶ月	
法第32条 第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36円		/12ヶ月	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円		/12ヶ月	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円		/12ヶ月	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140円		/12ヶ月	
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		360円		/12ヶ月	
	外径が1.0メートル以上のもの		710円		/12ヶ月	
法第32条 第1項第3号及び第4号に掲げ	鉄道、軌道その他これに類する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円		/12ヶ月	
	雨よけ(仮設ひさし)その他これに類する施設		1,100円		/12ヶ月	
法第32条 第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける施設	占用面積1平方メートルにつき1年	710円		/12ヶ月	
	地下に設ける施設		360円		/12ヶ月	
	その他のもの		1,100円		/12ヶ月	

法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	露店その他これに類するもの (祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)		占用面積1平方メートルにつき1日	11円	/日
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	110円	/12ヶ月
	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110円	/12ヶ月
令第7条 第1号に掲 げる物件	(アーチであるものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円	/12ヶ月
	標識		1本につき1年	850円	/12ヶ月
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11円	/日
		その他のもの	1本につき1月	110円	/12ヶ月
	幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11円	/日
	(工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110円	/12ヶ月
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100円	/12ヶ月
		その他のもの		540円	/12ヶ月
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	110円	/12ヶ月
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	110円	/12ヶ月
占 用 料 合 計					円

※ 数量は、小数点以下切り上げしてください。
 ※ 占用月数は、当該月数を記入してください。

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱とし、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外のものが当該電話柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 占用料合計が百円に満たない場合は、切り上げて百円とする。